

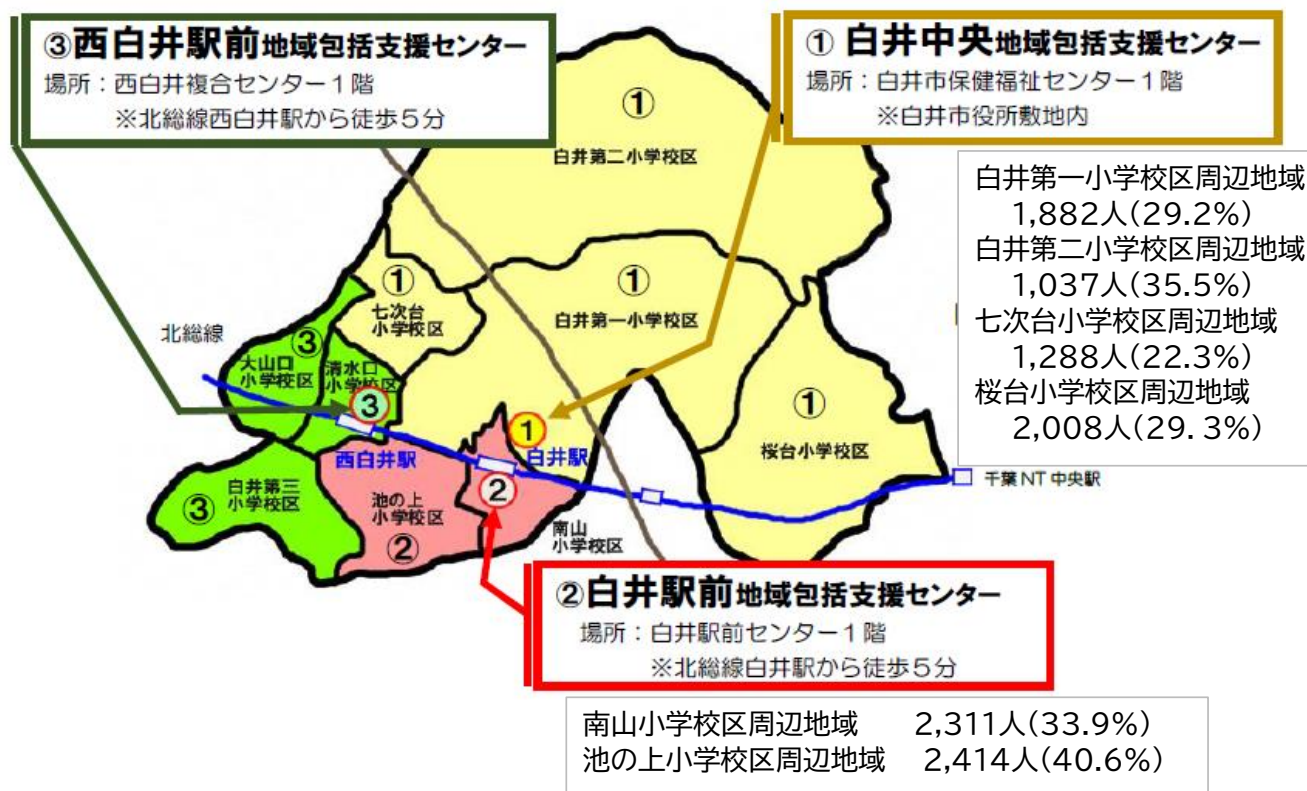
議題2

令和 8 年度 白井市各地域包括支援センター事業計画書

- ①白井中央地域包括支援センター 2-5
- ②白井駅前地域包括支援センター 6-9
- ③西白井駅前地域包括支援センター 10-13

記載の数値は 高齢者人口(高齢化率) で
令和8年4月1日現在の数値となります。

白井第三小学校区周辺地域 2,313人(24.6%)
 大山口小学校区周辺地域 2,098人(28.0%)
 清水口小学校区周辺地域 2,756人(27.6%)



①白井中央地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市復 1 1 2 3 白井市保健福祉センター内	
電 話 番 号	047-497-3474	
ファックス番号	047-498-4832	
メールアドレス	461-houkatu@kikaen.or.jp	
開設曜日・時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	白井第一小学校区、白井第二小学校区、七次台小学校区、桜台小学校区	
担当圏域 の特徴分析	白井第一小学校区は、地区内でも近年転入してきた高齢化率が低い地域と、従来からの多世代住居に高齢者世帯のみが居住し高齢化率が高い地域とが混在している。市役所や医療機関、介護施設等、施設が多い。住民の集いの場所が少なかったり、地域内での偏りがあるが、ガーデンサロンの開催をはじめとした新たな交流の場が作られている。 白井第二小学校区は、人口は少ないが面積は広く、駅や市役所、商業施設からも遠いため、車が欠かせない地域。移動スーパー(市が連携している)の利用者・リピート率は他の地域より高く、商業施設へ行くことが大変という裏付けになっている。地域によっては講の集まりが継続され、隣近所との関係性が維持できている。高齢化も進展しており、隣近所との交流もままならなくなってくるのが想定されるが、現在は同居等の子供からの支援が得られ、介護上の課題が表面化していない地域となる。空き家問題も抱えている。 七次台・桜台小学校区は千葉ニュータウンの造成と共に転入した人が多く、高齢化率は市内では低い方であるが、一気に高齢化率が高くなることが想定される。住民の活動意識は高く、自主活動も盛んであり、自治会や活動団体から交流会や集会等で講演の依頼が定期的にある地域。独自に独居高齢者等を見守る会が組織されているが、一方で個人が支援を頑なに受け入れず、孤立・孤独死などの問題も抱えている。	

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

【地域の高齢者及びその家族と顔の見える関係性を築き、信頼して相談できる地域包括支援センターを目指す】

- ・地域に根差した相談窓口として、アウトリーチの姿勢を重視し、より身近なより地域に明るい地域包括支援センターを目指す。
- ・介護予防の推進に向け、高齢者自身及び地域が持つ強みを引き出し、主体的な自立支援を実現できるよう、専門職による連携や支援体制の構築、地域作りに取り組む。
- ・多様化する高齢者を取り巻く課題に対し、関係機関と協働し課題解決のためのネットワーク作り、多職種連携に取り組む。

Ⅲ. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

－ 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の向上・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
センター職員が各々の専門性を活かした支援が行えるよう、人材育成・スキルアップに力を入れる。	・三職種は年に2回のスキルアップシート(自己研鑽計画)を作成し上司面談を行い、個人目標の振り返りや評価を行う。 ・三職種は少なくとも年に1回以上の職場外研修に参加する。 ・法人内委員会主催の職場内研修を年に3回行う。
センター業務が効率的に行えるよう、業務のマネジメントをチームで検討する。	・事業計画に関わる会議等において、三職種個々の取り組み内容を点検する。 ・三職種にて月に1回のケース検討会議を開催し、各々の専門性を踏まえた業務分担や業務量の調整を行う。必要に応じ担当職員の変更をしていく。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
高齢者の介護予防につながる自立支援や地域の社会資源の提案を行う。	・市の基本方針を遵守するために、市が開催する研修や勉強会に積極的に参加する。 ・居宅介護支援事業所に委託したケースについて、適切なケアマネジメントが行われているかをケアプランチェックにて把握する。ケアプラン返却の際には専門職視点での助言や提案、社会資源の情報提供を行う。 ・自立支援に向けて、対象者には市の事業(短期集中予防サービス事業、リハビリテーション職同行訪問事業)の利用を促していく。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
総合相談支援業務 - ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	支援が必要な高齢者及びその家族を早期に発見する。	・アウトリーチを意識し、実態調査を年間200件以上行う。 ・高齢者及びその家族に適切なアセスメントを行い、必要に応じて家族会や集いの場、関係機関へ繋ぐ。
	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する。	・民生委員や近隣住民、関係機関からの情報により支援が必要な世帯の実態を把握し早期に対応する。 ・月1回センター内でケース検討会議を行い、課題の整理や支援方針の共有を図る。 ・重層的支援体制整備への協力体制をとる。
権利擁護業務 - ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	認知症等により理解・判断能力の低下が見受けられる高齢者の権利擁護を図る。	・センター職員は高齢者の権利擁護に関する研修や講座等に年1回は参加し、知識や情報の収集を行う。 ・消費者被害を把握した際には消費生活センター等に報告し記録を残す。 ・成年後見制度に係る研修については専門職全員が受講する。
	高齢者虐待の可能性があった際には速やかに市と共有し対応策を検討する。	・虐待の可能性があった際には自己判断せず、市のフローチャートに沿って関係機関と連携し適切な対応を検討する。 ・市が開催する高齢者虐待防止に関する会議等に参加し情報共有、報告等を行う。 ・高齢者虐待防止委員会を開催し、年1回全てのセンター職員が内部研修に参加する。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 - ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	地域の介護支援専門員から地域課題を吸い上げ、ネットワークの構築をする。	・介護支援専門員との連携のために介護支援専門員協議会の交流会や研修に参加し、顔の見える関係を作る。 ・介護支援専門員が把握する高齢者のニーズを地域資源の創出に繋げるために、生活支援コーディネーターとの定期的な会議に参加を呼び掛ける。

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
地域ケア会議 推進事業 ・地域ケア個別会議（ご近所支えあい会議） ・圏域推進会議（民生見守りパートナー交流会等）	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する。	・自立支援、重度化防止等への観点から、多様な専門職や民生委員等の地域住民の協力を広く呼び掛ける。 ・ご近所支えあい会議（地域ケア個別会議）を年3回以上開催する。 ・自立支援型地域ケア会議への事例の提出の他、助言、記録など開催に協力する。 ・各会議等で得られた助言や視点を高齢者のマネジメントに反映しモニタリングにて評価を行う。 ・市が開催する地域ケア推進会議に参加、協力をする。

4. その他（独自又は市、生活支援コーディネーター等と連携した取組）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
生活支援体制 整備事業	生活支援コーディネーターと連携し、地域課題の把握と社会資源の充実に努める。	・生活支援コーディネーターとの会議を年5回以上実施する。 ・ご近所支えあい会議（地域ケア個別会議）に生活支援コーディネーターの参加、協力を要請する。 ・年1回民生委員・見守りパートナー交流会を開催し、地域課題の把握をする。
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域の認知症理解を深める。	・担当圏域の認知症サポーター養成講座、認知症見守り訓練に協力し、地域の認知症理解の啓発及び普及に努める。 ・支援が必要な認知症高齢者及びその家族に対し、認知症初期集中支援チームの介入を提案する。

②白井駅前地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市堀込1丁目2番2号 白井駅前センター1F	
電 話 番 号	047-492-8100	
ファックス番号	047-492-8102	
メールアドレス	satsuki.chiiki@kojk.jp	
開設曜日・時間	火曜日～土曜日	午前8時30分～午後17時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	南山小学校区・池の上小学校区
担当圏域 の特徴分析	【南山小学校区】 ・白井駅周辺にはスーパーやドラッグストアなど食料・日用品が購入できる店舗があり、その先には住宅街や公園が広がっている。 ・小学校区内にある集合住宅のうち4階建て以上が65棟あり、そのうちエレベーターがない棟が25棟ある。高齢者の外出に関わる生活課題（買い物、ゴミ出し等）が多く見られていたが、住民によるボランティア活動や移動スーパーなどの資源活用により、課題が解消した世帯も多い。 ・地区社会福祉協議会をはじめとした住民主体のサロンや楽トレなどの集いの場の運営、お買い物バスによる生活の支援活動がされている。 ・その一方で、集合住宅群の5割が市の高齢化率の平均を上回っており、階段の移動をはじめとした日常生活の困りごとを抱える高齢者の増加が今後さらに見込まれる。 ・笹塚地域は、地域全体で高齢化率16.6%と、同小学校区内の他地域と比べ現役世代が多く住んでいる。 【池の上小学校区】 ・市内小学校区において、池の上小学校区が最も高齢化率が高い。 ・戸建てが建ち並ぶ池の上2丁目（51.4%）、高齢者専用のケア棟がある中銀マンション（63%）が市の平均高齢化率を大きく上回っている。 ・池の上1丁目～3丁目は戸建てがほとんどで、一人暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増えていく中、支援を要する方の発見や地域の見守りや助け合いが一層必要になると想定される。 ・堀込2丁目にある中銀マンション・堀込第三住宅・第四住宅にお住まいの方を対象とした相談は半数近く、また複合的な課題のケース対応として支援が長期化する傾向がある。 ・4F建て以上の集合住宅が35棟ある内、エレベーターなしが30棟。南山小学校区同様に屋外に出る課題の大きな要因となっている。 ・地区社会福祉協議会による集いの場の運営、高齢者への定期的な様子確認を行う見守り活動が行われている。

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

【地域のニーズ把握と地域分析の推進】 総合相談業務やケアマネジメント業務、高齢者実態調査を通し、担当圏域の現状やニーズを把握するとともに、地域包括支援センターの周知、介護予防の啓発を進める。

Ⅲ. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

－ 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の向上・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
センター業務を把握したうえで、業務の最適化、効率化を図るための対応を行う。	○5月中にセンター長が事務業務を明確化し、全職員個々に応じた業務分担を全職員と決定をする。 ○資格ごとに4事業の主担当を決定し、三職種の専門性を踏まえたチームアプローチを行える体制を4月中に整える。
センター職員の人材確保および定着を図る。	○4ヶ月ごとに、センター長が全職員に対して面談機会を設け、業務改善、環境改善に努める。 ○研修受講機会を保障する、研修受講しやすい環境づくりを継続していく。
個人情報の取り扱い方針に従い、適切に管理を行う。	○4月に、全職員で市から示されている個人情報取り扱いマニュアルの読み合わせを行う。 ○訪問による個人情報持ち出し時に、伏字にする等の対応を行い、やむを得ず外部に持ち出す場合にはセンター長へ報告相談のうえ行う。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
個別相談、地域のサロンの参加等を通し、介護予防の必要性の普及や、地域資源の情報提供を行う。	○地域のサロン等で、介護予防の必要性について年6回以上講話を行う。 ○個別相談、地域サロン等で地域の活動の場の情報提供を行う。 ○介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付以外に多様なサービス・活動や地域の社会資源を位置づけるよう努める。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
総合相談支援業務 - ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	実態調査を通し、高齢者のニーズ把握、地域分析を行う。また、より多くの高齢者に介護予防に対する意識が高まるよう普及啓発を行う。 関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築する。	○地域の高齢者のニーズを抽出・分析を行い、担当圏域の現状を把握し、また、求められている資源を関係機関へ情報提供を行う。 ○介護予防の普及、個別に応じた資源の情報提供を行い、高齢者が活動につながるよう支援する。 ○年200件以上の実態調査を実施する。 ○支援が必要と思われる高齢者に関する情報共有や相談を地域包括支援センターからも関係機関、関係者へ積極的に行う。 ○民生・児童委員、見守りパートナー交流会を年1回開催をする。 ○民生委員定例会に年2回以上参加し、民生委員活動を知り、また地域包括支援センターからの連絡事項を共有する機会を設ける。 ○南山まちづくり協議会との連携・協力を行う。
権利擁護業務 - ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	身寄りが無い、また親族に頼ることの出来ない高齢者に対する対応力を強化し、高齢者の尊厳を守る支援を行う。 高齢者が消費者被害、犯罪に巻き込まれることを防ぐための啓発を行う。	○状況に適した情報提供や支援ができるよう、地域包括支援センター内、他地域包括支援センターと権利擁護に係る相談や情報共有を行う。 ○必要に応じて成年後見申立に係る支援を地域包括支援センターが行う。 ○本人が事前に備えられるよう、個別ケースの相談や地域の講話において、制度やサービス説明、終活個別相談会の案内を行う。 ○市内消費者被害等に関する情報を住民・関係機関と共有を行う。 ・地域のサロン、個別相談、講話等を通し、高齢者本人やその家族へ情報提供を行う。 ・民生委員定例会等の場で、民生委員へ情報提供を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 - ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるために、困難事例を抱える介護支援専門員に対する支援を行う。	○相談しやすい窓口になるよう、介護支援専門員協議会の参加や資源等の情報提供を通じて、関係性を構築する。 ○相談に対して、地域包括支援センターの専門性を活かしたチームアプローチが出来るよう三職種で連携を行う。

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
地域ケア会議 推進事業 ・地域ケア個別会議（ご近所支えあい会議） ・圏域推進会議（民生見守りパートナー交流会等）	個別課題の解決と地域関係者とのネットワークの構築を図るとともに、地域課題の把握を行う。	○ご近所支えあい会議（地域ケア個別会議）を年3回以上開催をし、複合的課題、困難事例ケースを本人、家族、地域関係者等で検討を行い、本人が地域で生活を続けられる方針の検討、地域課題を発見する。 ○民生・児童委員、見守りパートナー交流会を年1回開催をする。

4. その他（独自又は市、生活支援コーディネーター等と連携した取組）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・回数の目標など)
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた白井市で暮らし続けていける地域づくりの協力を行う。	○高齢者の困りごとの真因を探り、発見した不足する地域課題を市や第2層生活支援コーディネーターへ報告を行う。 ・市へは、地域ケア会議を通して報告をする。 ・第2層生活支援コーディネーターへは、隔月の定例会で報告をする。
認知症総合支援事業	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、認知症に関する理解の普及啓発、地域の見守り体制の構築に協力する。	○個別ケースの対応や、講話、集いの場等で「白井市認知症ガイドブック」を活用し、本人、家族等へ理解や情報提供を行う。 ○認知症当事者の居場所づくりとして、認知症カフェの紹介を行う。 ○家族介護者が、介護相談ができる場になるため、地域包括支援センター職員が認知症カフェに参加をする。 ○市が主催する認知症サポーター養成講座、家族介護教室に協力する。 ○その他、認知症に関する普及啓発活動に協力する。

③西白井駅前地域包括支援センター

I. 基本情報

(1) 住所・連絡先等

センター住所	千葉県白井市清水口1-2-1	
電話番号	047-497-5170	
ファックス番号	047-497-5171	
メールアドレス	24-houkatu@kikaen.or.jp	
開設曜日・時間	火曜日～土曜日	午前8時30分～午後17時15分

(2) 担当圏域

担当圏域 (小学校区)	白井第三小学校区、大山口小学校区、清水口小学校区	
担当圏域 の特徴分析	【第三小学校区】 鎌ヶ谷、西白井2方向に便が良く、街道には店舗やマンションが建つ。富士地区の町並みには戦後の開拓の歴史が残り、農地に分散して小規模な宅地開発が行われているため、狭い道幅や袋小路もあり、通行や交通に支障がある。空き家や老朽化住宅、アパートが目につく地域は高齢化が進行している。自治会は開拓年代ごとに形成され、古くから住む住民の結びつきは強く、自治会や地区社協との情報共有や合同事業も活発である。 【大山口小学校区】 子供から高齢者まで幅広い世代が住む圏域である。その中でも大山口・大松地区は千葉ニュータウン開発初期の入居地区であり、高齢化が進んでいる。孤立、孤独を防ぐために、また幅広い世代が住んでいるという特徴を活かし、地域コミュニティの構築やコミュニケーションがとれる環境づくりに力を入れている。 【清水口小学校区】 駅を中心に南は分譲中心のけやき台、千草、北には清水口の団地や分譲住宅、在来農家の混合地域がある。スーパーや西白井複合センターを徒歩圏にでき、利便性は良い。半面駅北口の一部は昭和50年代に開発され、エレベーターがない建物も多い。高齢化率も高いため、外出困難に陥りやすい。 西白井複合センターにおいては利用率が高くなり、新しく集いの場を作ろうとしても、毎週の特定曜日、時間での部屋の確保ができなくなっている。	

II. 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域包括支援センターとしての目標

【地域の活動団体や関係機関との連携を推進する】 ①令和8年秋に清水口小学校区まちづくり協議会が設立総会開催予定である。設立後も活動に関わり、連携し続ける事により地域活動活性化の支援や地域課題の把握に努める。 ②日々の業務である、総合相談・ケアマネジメント・高齢者実態調査を通して地域課題や問題を把握し、関係機関と連携し問題解決に向け積極的に取り組む。
--

Ⅲ. 各事業に関する取り組みの方針

1. 基本項目

－ 組織運営体制・個人情報保護・利用者満足の向上・公平性中立性の確保

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・取り組みの回数など)
適切な運営が出来るように職員の人材育成及び定着に努め、職員の資質の向上を図る。	・ 3職種は少なくとも年1回以上は職場外研修に参加する。 ・ 3職種の自己研鑽意欲の向上及び定着を目的として、年2回のスキルアップシート(自己研鑽計画)の作成及び上司面談を行う。
個人情報が漏洩する事が無いように、個人情報の管理を徹底する。	・ 全職員対象に年1回以上・新規職員は入職時に個人情報の保護等に関する基本ルールの確認及び読み合わせを行い、基本ルールの順守を徹底する。個人情報持出し記録簿の管理を徹底する。

2. 総合事業 － 介護予防・生活支援サービス事業・一般介護予防事業

市の運営方針をふまえた今年度の 地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・取り組みの回数など)
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援において、自立支援や地域の社会資源の利用を適切に行う。	・ 市の基本方針に沿った介護予防マネジメント及び介護予防支援が提供できるように、介護予防マネジメントの研修や勉強会に積極的に参加する。 ・ 居宅介護支援事業所に委託したケースについて、適切なケアマネジメントが行われているかをケアプランチェックにて把握する。また、必要に応じて居宅介護支援事業所に対し、社会資源の情報提供や提案を行う。 ・ 改善の可能性がある方を短期集中予防サービスにつなげ、地域資源を利用し本人らしい生活を送るための支援を行う。

3. 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・取り組みの回数など)
総合相談支援業務 ・地域におけるネットワークの構築 ・実態把握 ・総合相談支援	課題解決のために関係機関や関係者の情報を把握・整理し、関係機関の会議への参加を通じてネットワークの構築を図る。	・白井市地域連携会議などに参加し、各関係機関との連携強化や情報の共有を行う。 ・各関係機関との連携・情報共有を通じて、地域のあらゆる資源や情報を結集し課題解決を行う。
	地域の高齢者やその家族が安心して暮らしていく為に、支援が必要な高齢者及び家族を早期に発見する。	年間の実態調査を200件行う事を目標とし、継続支援が必要な高齢者には終結まで適切な支援を行う。
権利擁護業務 ・成年後見制度の活用促進 ・老人福祉施設等への措置の支援 ・高齢者虐待への対応 ・困難事例への対応 ・消費者被害の防止	消費者被害に関する相談やトラブルを把握したら迅速に対応し、被害を最小限に留める。また、消費者被害の予防や啓発に努める。	・消費者被害を把握したら消費生活センターなど適切な機関へ繋ぐ。 ・参加したサロン等で、地域で発生している詐欺などの情報発信や注意喚起を行う。
	高齢者虐待の可能性があった際には速やかに市へ報告し市と協議の上、適切な対応をする。	・本人の保護や、その他の対応が必要な場合は迅速に適切な対応を行う。 ・市が主催する高齢者虐待に関する会議等に参加し、情報の共有と報告を行う。 ・高齢者虐待の研修へ参加し、高齢者虐待の予防や対応についての理解を深める。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・包括的継続的なケア体制の構築 ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用 ・日常的個別指導相談 ・支援困難事例等への指導助言	地域の高齢者がより自立した生活を送れるように、白井市介護支援専門員協議会と連携を深め、介護支援専門員への支援を行う。	・白井市介護支援専門員協議会の研修などに積極的に参加し、多くの介護支援専門員と情報の共有や交流を深めることにより地域包括支援センターに相談しやすい関係を築く。
地域ケア会議推進事業 ・地域ケア個別会議（ご近所支えあい会議） ・圏域推進会議（民生見守りパートナー交流会等）	地域ケア会議を通じて地域が抱える課題の抽出を行い、高齢者やその家族が安心して生活できる地域づくりに協力する。	・ご近所支えあい会議（地域ケア個別会議）を年2回以上開催し、高齢者本人を中心に検討を行う事により家族や住民・関係者が協力して支える体制を構築する。 ・民生委員・見守りパートナー交流会を年1回開催し、交流会での情報や意見から地域課題についての発見や検討を行う。 ・会議や交流会を通じて高齢者や地域が抱える問題や課題を発見し、把握した地域課題は市へ報告する。

4. その他(独自又は市、生活支援コーディネーターと連携した取り組み)

項 目	市の運営方針をふまえた今年度の地域包括支援センターの目標	具体的な取り組み内容 (実施時期・取り組みの回数など)
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター等と連携し、地域資源が充実するように取り組む。	・生活支援コーディネーターとの打ち合わせを年6回実施する。地域課題や新たな地域活動の情報交換をし、地域資源の充実に向けた検討を行う。
認知症総合支援事業	白井市の認知症施策に協力・参加する事により、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに取り組む。	・多くの地域住民が認知症への理解を深める事ができるように、認知症サポーター養成講座への協力を行う。 ・認知症見守り訓練への協力を行い、参加者へ認知症の行方不明者への適切な関わり方・対応方法を伝える。